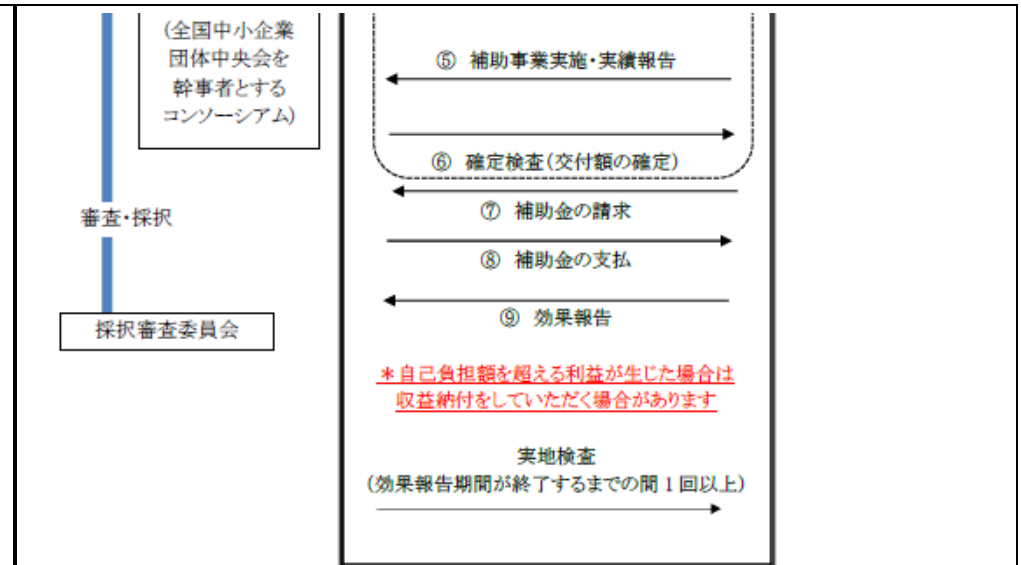
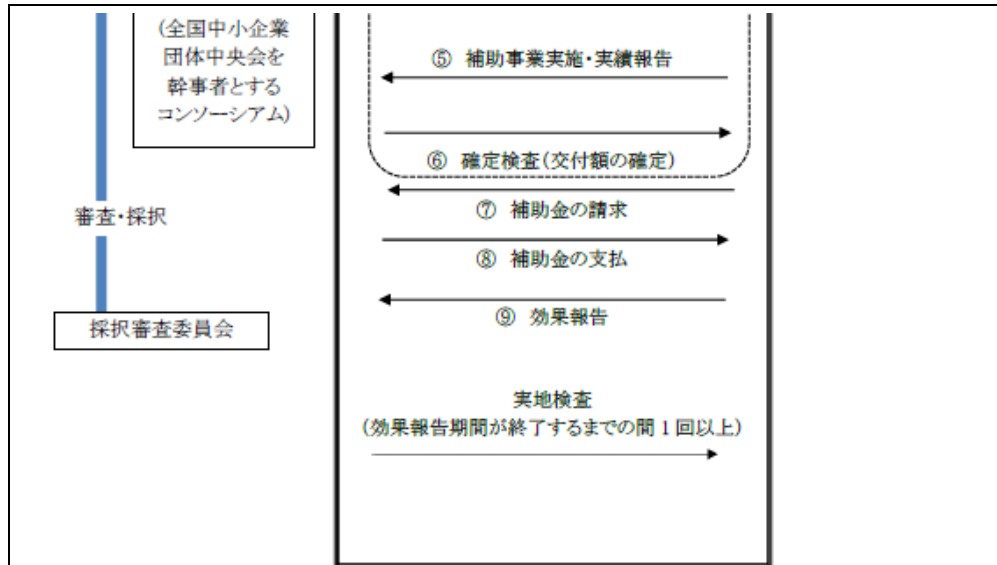


中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領の一部を改訂する省力化製品販売事業者登録要領新旧対照表 (傍線部分は改訂部分)

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領

改訂後	現行
<p>1. 本事業の概要</p> <p>(中略)</p> <p>1-4 公募受付期間・登録有効期間</p> <p>本事業は、<u>令和9年3月末頃まで</u>の間に補助事業の申請を受け付けるものとする。また、カタログへの登録は、公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われるものとする。</p> <p>登録された省力化製品、製造事業者及び販売事業者の登録有効期間は、<u>令和9年9月末まで</u>とする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかった際は登録取消になる場合がある。</p> <p>また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合、又は補助事業者に対する省力化への支援が不十分であった場合は、それらの登録を取消す場合がある。</p> <p>1-5 事業スキーム</p>	<p>1. 本事業の概要</p> <p>(中略)</p> <p>1-4 公募受付期間・登録有効期間</p> <p>本事業は、<u>令和8年9月末頃まで</u>の間に補助事業の申請を受け付けるものとする。また、カタログへの登録は、公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われるものとする。</p> <p>登録された省力化製品、製造事業者及び販売事業者の登録有効期間は、<u>令和8年度末まで</u>とする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかった際は登録取消になる場合がある。</p> <p>また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合、又は補助事業者に対する省力化への支援が不十分であった場合は、それらの登録を取消す場合がある。</p> <p>1-5 事業スキーム</p>



2. 登録と事業実施の流れについて

2-3 事業実施の流れと販売事業者の役割

(1) ~ (4) (略)

(5) 効果報告期間

補助事業終了後、毎年度事務局が定める期限までに効果報告を行う。

このとき販売事業者に対しても補助事業者等としての効果報告が課され、省力化製品の稼働やメンテナンスに関する情報の提出が必要となる**可能性がある**点に留意すること。

また、効果報告にかかる各種手続きに関して、中小企業等からの問合せ・疑問等について対応を行い、円滑な効果報告のサポートを行うこと。

また、この時に中小企業等から提出する労働生産性の向上状況・省力化の効果に関する状況が、申請時の目標値やカタログに登録された省力化指数の値を著しく下回っている場合は、事務局が個別に事情を聴取することがあるほか、複数の補助事業で同様の事例が多数見られる場合は省力化製品や販売事業者の登録取消を行うことがある。

(中略)

2. 登録と事業実施の流れについて

2-3 事業実施の流れと販売事業者の役割

(1) ~ (4) (略)

(5) 効果報告期間

補助事業終了後、毎年度事務局が定める期限までに効果報告を行う。

このとき販売事業者に対しても補助事業者等としての効果報告が課され、省力化製品の稼働やメンテナンスに関する情報の提出が必要となる点に留意すること。

また、効果報告にかかる各種手続きに関して、中小企業等からの問合せ・疑問等について対応を行い、円滑な効果報告のサポートを行うこと。

また、この時に中小企業等から提出する労働生産性の向上状況・省力化の効果に関する状況が、申請時の目標値やカタログに登録された省力化指数の値を著しく下回っている場合は、事務局が個別に事情を聴取することがあるほか、複数の補助事業で同様の事例が多数見られる場合は省力化製品や販売事業者の登録取消を行うことがある。

(中略)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 事業実施に関する事項
- ①~⑧ (略)

⑨効果報告期間において、導入された製品による省力化製品の生産性向上にかかる効果や当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定された省力化指数に基づく効果を中小企業等と共同で報告することを求める場合がある。なお、中小企業等の効果報告時のサポートについては、中小企業等からの求めがあれば実施すること。また、報告された省力化指数に基づく効果が正当な理由無く当該製品カテゴリの基準値を下回っている申請が多数見られる場合は、販売事業者の事業者名及び代表者名の公表や、登録取消を行う場合があることに同意すること。

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

- (1) ~ (4) (略)

- (5) 事業実施に関する事項

- ①~⑧ (略)

⑨効果報告期間において、導入された製品による省力化製品の生産性向上にかかる効果や当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定された省力化指数に基づく効果を中小企業等と共同で報告すること。また、報告された省力化指数に基づく効果が正当な理由無く当該製品カテゴリの基準値を下回っている申請が多数見られる場合は、販売事業者の事業者名及び代表者名の公表や、登録取消を行う場合があることに同意すること。